

○長和町防災士養成事業補助金交付要綱

令和2年8月6日告示第42号

長和町防災士養成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 減災と地域防災力向上のために活動し、町の防災事業に貢献する防災士を養成するため、防災士の資格取得に対する補助金の交付について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長和町補助金等交付規則（平成17年規則第34号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の自主防災組織と連携して活動する者
- (3) その他町長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、株式会社防災士研修センター等が実施する防災士養成講座の受講料、教材費、防災士資格取得試験受験料及び防災士認定証登録料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち補助対象者が負担した額とし、3万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、講座受講前に補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、防災士の認証登録を完了したときは、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 第4条に規定する費用の支払を証明するもの

(2) 防災士認定状の写し

2 防災士資格取得試験に不合格となった者は、補助金交付請求書に第4条に規定する経費の支払を証明するものを添えて該当年度の3月31日までに町長に提出した後、再度の受験をするものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）
様式第1号（第6条関係）

長和町防災士養成事業補助金交付申請書

年 月 日

長和町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
自主防災組織名

⑩

次のとおり、長和町防災士養成事業補助金の交付を受けたいので申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 受講コース名
- 3 補助事業名
- 4 補助事業の目的

様式第2号（第7条関係）
様式第2号（第7条関係）

長和町防災士養成事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

長和町長

年 月 日付けで申請のあった長和町防災士養成事業補助金 円
を長和町防災士養成事業補助金交付要綱に基づき決定しましたので通知します。

様式第3号（第8条関係）
様式第3号（第8条関係）

長和町防災士養成事業補助金交付請求書

年 月 日

長和町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた防災士養成事業について、次のとおり補助金を請求します。
なお、補助金につきましては、次の口座へ振り込んでください。

1 請求金額 円

2 完了の年月日(認定日) 年 月 日

3 振込口座

金融機関名	銀行 信金 農協	本店 支店 支所
口座の種類	1 普通 2 当 座 3 その他()	
口座番号		
ふりがな 口座名義人		